



冷蔵庫用脱臭・消臭剤

《適用対象》

- ・ここでいう「冷蔵庫用脱臭・消臭剤」とは、冷蔵庫（冷凍庫も含む。以下同じ。）内に据え置き、臭気を除去する効果を有する製品。
- ・業務用であっても、一般消費者が購入できる状態に置かれているものは対象。
- ・冷蔵庫以外の臭気の除去を目的とする製品であっても、冷蔵庫にも使える旨の表示がある場合は対象となる。

《表示すべき事項》

成分

・脱臭・消臭効果のある成分（防菌効果のある成分及び芳香成分を含む。）を物質名で表示。

・成分の特定が化学的に不可能な場合は、総称名で表示することとし、化学記号及び用途名は用いない。

（物質名の例）活性炭、二酸化塩素、ゼオライト・・・・・・・・
（総称名の例）植物精油、セラミックス・・・・・・・・

有効期間

・使用開始後、製品としての性能を有すると事業者が認める有効期間を、月又は年の単位で表示。

・製品が複数の成分からなり、それぞれが別個の容器に入っているものについては、有効期間の短い方を表示。

・取り替え時の目安を表示する場合は、消費者に分かりやすいように表示。

使用上の注意

・製品ごとに消費者に分かりやすいように表示。

・事業者が認める冷蔵庫の大きさに応じた使用上の目安を表示。

事業者の氏名／名称・住所・電話番号

・事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示（表示項目の見出しは省略できる。）。

・ここでいう事業者とは、自己の責任において表示すべき事項を表示する事業者（製造業者、発売元、卸売業者及び小売業者等）である。一般的には、製造業者がその製品に所定の表示を行うことが望ましい。

・製造業者と発売元というように複数の事業者名を表示した場合、それぞれ事業者が表示事項に対する責任を負う。

《表示の方法》

- ・表示すべき事項は、最少販売単位ごとにその容器又は包装の見やすい箇所に見やすいように表示。
- ・容器又は包装に表示することが困難なものについては、容易に離れないように取り付けた下げ札に表示することができる。
- ・表示すべき事項のうち、「成分」、「有効期間」、「使用上の注意」は、一括して枠で囲んで表示。
- ・表示に用いる文字は、見出しは日本工業規格Z8305（活字の基準寸法）に規定する8ポイントの活字以上、本文については6ポイントの活字以上の大きさとする。
- ・前記活字の大きさを使用することが困難なものの場合、見出しは6ポイントの活字以上、本文は5ポイントの活字以上の大きさとする。
- ・表示に用いる文字は地色と対照的な色で表示（全体的なデザイン等に関しても十分留意して色を選定。できれば、表示部分を白色でベタ塗りして、黒又は濃色のインクを用いて表示するのが望ましい。）。

(表示例)

<p>成分：○○活性炭、△△界面活性剤 有効期間：開封後約1年間 使用上の注意：小型冷蔵庫用（160Lまで） 本品は食べられません。万が一、食べた場合は医師に御相談ください。 小児の手の届く所に置かないでください。</p>
<p>○×株式会社 東京都○×区××1-2-3 03-○○○○-××××</p>